

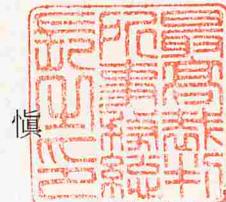
最高裁秘書第1669号

令和3年6月3日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和3年5月6日付け（同月7日受付、第030171号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

昭和54年5月30日付け最高裁人能A第4号事務総長通達「夏季における服装について」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

○夏季における服装について

昭和五四年五月三〇日

人能A第四号

高等長官、地方、家庭所長、最高事務総局局課長、三研修所長、最高図書館長あて事務総長通達

昭和五十四年三月二十四日付け最高裁経用第一六〇号、同第一六一号経理局長通知「省エネルギー対策の推進について」により、裁判所においても石油消費節減対策の一環として冷房温度の制限を行うことになりましたが、その実効を上げつつ事務能率の低下を防止するため、夏季における職員の執務中の服装について、今後左記によることにしましたので、よろしくお取り計らいください。

なお、法廷における服装については、従前の例（昭和二十六年七月三十日付け最高裁判所総一第一二一号事務総長通知「夏季における法廷の服装について」、昭和三十年七月十八日付け最高裁判所総第三八六号事務総長依命通達「裁判所書記官の職服に関する規程の運用について」及び昭和三十七年三月三十一日付け最高裁総一第五二号総務局長依命通達「廷吏の職服の着用期間等について」参照）によりますので、念のため申し添えます。

記

- 一 表彰式等の格別の公式行事に出席する場合等やむを得ない場合を除き、原則として、軽装で執務しても差し支えないものとする。
- 二 軽装とは、例えば、上着及びネクタイを外すこと、夏向き上着又は開きんシャツを着用すること等をいう。ただし、裁判所職員にふさわしくない奇態な服装は、除くものとする。